平成１６年度 第2回 新潟市水道局入札監視委員会　審議概要

<table>
<tr><td colspan="2">開催日及び場所</td><td colspan="3">平成１６年　５月２４日（月）　　新潟市水道局　３階　第３会議室</td></tr>
<tr><td colspan="2">内　　容</td><td colspan="3">１　平成１５年度下半期（平成１５年１０月～平成１６年３月）における
　　発注工事状況の報告
２　当番委員より抽出された工事案件の審議
３　次回の定例会議の開催について
　　・次回日程</td></tr>
<tr><td colspan="2">委　　員
（委員数　５名）
（出席数　５名）</td><td colspan="3">委員長　　　沢田　克己（新潟大学法学部 教授）　（出席）
委員長代理　斉木　悦男（坂井・斉木法律事務所・弁護士）　（出席）
委　員　　　佐田　克巳
　　　　　　　　（北陸ガス㈱新潟支社 取締役支社長）　（出席）
委　員　　　佐藤　昭二　（出席）
委　員　　　藤﨑　俊晃（会社員）　（出席）</td></tr>
<tr><td colspan="2">審議対象期間</td><td colspan="3">平成１５年１０月　１日　～　平成１６年　３月３１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">抽　出　案　件</td><td colspan="3">１０件（対象工事総件数１５１件）</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>制限付き
一般競争入札</td><td>２件</td><td colspan="2">①水質自動計測設備工事
②消毒設備工事</td></tr>
<tr><td>指名競争入札</td><td>５件</td><td colspan="2">③構内水管布設（その３）工事
④構内水管布設（その４）工事
⑤配水管幹線布設工事
⑥１・２号コンプレッサー及び除湿器取替工事
⑦配水管布設替工事</td></tr>
<tr><td>随意契約</td><td>２件</td><td colspan="2">⑧配水管布設替工事
⑨テレメータ装置点検修理工事</td></tr>
<tr><td>公募型
指名競争入札</td><td>１件</td><td colspan="2">⑩高架配水塔築造工事</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">委員からの意見・質問，それに対する回答</td><td colspan="2">意見・質問</td><td>回　　答</td></tr>
<tr><td colspan="2">別紙のとおり</td><td>別紙のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">委員会による意見の具申又は勧告の内容</td><td colspan="3">特になし</td></tr>
</table>

質問・意見	回　　答
・予定価格１３０万円以下の工事というのは，何件くらいあるのか。	・下半期１０月から３月まで，３３件ある。
・①の案件について，なぜ辞退者数が多いのか。	・正確には把握できていないが，積算設計の時点で割りに合わないと判断しているものと推測している。
・辞退というのは入札当日に出てくるものなのか，その前に出てくるものなのか。	・設計図書を購入後に辞退を申し出てくる。入札日当日というケースもあるが，ほとんどが入札日以前に連絡をもらっている。
・設計図書を配布するのは，申し込み時点か。	・申し込みを締め切った以降になる。
・公告の２月２３日から３月１日というのはどういう期間なのか。	・周知期間である。
・辞退書という書面が提出されるものか。書面は各者ばらばらに出てくるものなのか。	・辞退の文書を提出してもらっている。各者ばらばらに出てくる。
・辞退の理由というのは何か。	・先ほど申し上げたような推測の範囲でしかない。
・②の案件について，入札参加申請者数が少数で競争が確保できないと判断される場合は入札を中止するという条項があるが，例えば何者未満であれば入札を中止するような規程というのはあるのか。	・規程上は２者以上に達しないと入札を中止するというのがあるが，少数で競争性を確保できないと判断する数がいくつなのかという内規的なものはない。
・③，④の案件について，市内業者だけではなく，豊栄や横越など周辺の業者を入れる場合と入れない場合と，客観的な基準みたいなものはあるか。	・入札制度改革の競争性を高めるということで指名業者数を５割増し，なおも１千万円以上の工事については市外業者も指名するということで，格付けに該当する市外業者を選定した。
・エリアとしてどこまで広げるかという基準はあるか。	・広域合併の枠組みがあり，その範囲でという話があった。工事や場所，適当な格付け業者の有無ということも含めて，１件ごとに見ながら指名していく。
・⑥の案件について，積算が３９６万円だが積算理由というのは水道局側で積算して出した金額なのか，それとも業者からの見積を募り，その中で一般的なものを設計価格に定めたものか。	・業者よりそれぞれ仮見積をいただき，県からの積算基準と照らし合わせながら精査し設計書を作成している。
・設計価格は，仮見積に非常に近い価格なのか。それとも水道局が主導で行なった価格が一番近いのか。	・設計価格については精査しているので，仮見積額よりも低い金額である。
・仮見積業者と入札参加者というのはダブってないのか。	・一緒である。

・他の業者に仮見積をしてもらうということがあってもおかしくないと思うが。	・たまたま今回の案件が仮見積業者３者だけであったが，基本的には仮見積業者以外の指名は行っている。常に仮見積業者が即指名業者というわけではない。
・新潟市と水道局を比較すると，機械器具設置工事の落札率の差が 0.08%，舗装工事も 0.35%，土木一式工事が 1.63％，配水管布設工事が 1.85%とほぼ同等の数字である。	
・⑤の案件について，辞退数が多いが一方的に辞退があまりに多いという場合には，ペナルティか何かあるのか。	・何回か辞退するところは，指名を控えるまではないが，少し様子を見ようということも考えている。
・⑩の案件で，辞退者数が１者あるが具体的な理由はあるか。	・なかったと思う。
・⑩の案件で，予定価格の事前公表はあったのか。	・ありませんでした。
・公募型指名競争入札というのは，自社でやりたいと手を挙げたということか。	・そうである。
・　途中で辞退したということは，理由というのが明確になるはず。理由が不適切な場合は，ペナルティを課すか課さないか。	・ペナルティという強いところまではいっていない。辞退が多ければ，新たな工事の指名にあたって配慮することもある。
・　公募型指名競争入札というのは，公募して応募があり，その応募した業者の中から指名するのか。	・形はそうである。応募してきたところを指名しないことは，今までない。
・　一般競争にかなり近いのではないか。	・実質的にはほとんど変わらない。何か大きな資格を欠くようなことがない限り指名している。
・　随意契約を結んだ場合には理由を公表しなければならない。地方自治法施行例第何号に該当するものなのか，具体的な記述がほしい。	・今後の資料作成のときに提示したい。
（その他） ・次回の抽出案件を佐田委員に委任 ・次回は１１月５日に開催予定	